

## 第 28 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 11 月 26 日 (水) 午前 9 時 37 分から 10 時 08 分
2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室

### 3. 出席委員

会長	12番	石堂 かよ子
会長職務代理者	11番	牛野 進一郎
農業委員	1番	久保田 力雄
	3番	高田 真盛
	6番	中之園 堅二郎
	8番	福 富久
	2番	砂坂 浩一郎
	5番	小山 幸良
	7番	寺内 秀昭
	9番	原 雅喜

### 農地利用最適化推進委員 (順不同)

イ.	浦口 啓一郎	ロ.	片板 大作
ハ.	上妻 亜紀	二.	小脇 尚武
木.	野里 一則	ヘ.	崎田 善昭
ト.	雨田 俊哉	チ.	原田 晃生

### 4. 欠席委員

農業委員	4番	黒木 りか
------	----	-------

### 5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項及び第 4 項の規定による令和 7 年度第 20 号農用地利用集積等促進計画 (案) に対する意見決定について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 2 条の規定にある農地でない旨の証明 (非農地証明) について

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 才川 いずみ

農地振興係長 中峯 智恵美

農地集積支援員 牛野 学

## 7. 会議の概要

- 議長 これより、第 28 回 農業委員会定例総会を開会いたします。
- 議長 日程第 1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。  
(「はい。」の声あり。)
- 議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 5 番 小山幸良委員、6 番 中之園堅二郎委員を指名します。
- 議長 日程第 2、(議案協議) 議案第 1 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項及び第 4 項の規定による令和 7 年度第 20 号農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について、を議題にします。
- 議長 議案説明の前に、整理番号 2 番・4 番・7 番・8 番・17 番・18 番において、5 番委員が、議事参与の制限に該当しますので、5 番委員は、退席をお願いします。  
(5 番委員、退席)
- 議長 それでは、議案第 1 号 整理番号 2 番・4 番・7 番・8 番・17 番・18 番を議題にします。  
事務局より説明をお願いします。  
事務局。  
事務局の 4 ページをお開きください。  
議案第 1 号、農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、整理番号 2 番ほか 5 件をご説明いたします。この 6 件につきましては、耕作者はすべて A・69 歳となりますので、耕作者については説明を省略します。また、図面は 12 ページ以降に添付しておりますのでご確認をお願いします。  
整理番号 2 番、利用権を設定する者は西之表市○○××番地、B・56 歳。土地の所在は○○字▽▽××番ほか 1 筆、面積は 2 筆合計●●m<sup>2</sup>、賃借料は糸○○kg の現物渡し、期間は 10 年の再設定です。  
5 ページをご覧ください。  
整理番号 4 番、利用権を設定する者は南種子町○○××番地、C・90 歳。土地の所在は○○字▽▽××番、面積は●●m<sup>2</sup>、賃借料は 10 アール当り○○円の口座振込、期間は 10 年の再設定です。  
整理番号 7 番、利用権を設定する者は南種子町○○××番地、D・66 歳。土地の所在は○○字▽▽××番ほか 1 筆、面積は 2 筆合計●●m<sup>2</sup>、賃借料は 10 アール当り○○円の口座振込、期間は 10 年の再設定です。  
6 ページをお開きください。  
整理番号 8 番、利用権を設定する者は南種子町○○××番地、E。土地の所在は○○字▽▽××番、面積は●●m<sup>2</sup>、賃借料は 10 アール当り○○円の口座振込、期間は 10 年の再設定です。

8 ページをお開きください。

整理番号 17 番、利用権を設定する者は南種子町〇〇××番地、F・54歳。土地の所在は〇〇字▽▽××番ほか 1 筆、面積は 2 筆合計●●m<sup>2</sup>、賃借料は 10 アール当り〇〇円の口座振込、期間は 10 年の再設定です。

9 ページをご覧ください。

整理番号 18 番、利用権を設定する者は南種子町〇〇××番地、G・63歳。土地の所在は〇〇字▽▽××番ほか 5 筆、面積は 6 筆合計●●m<sup>2</sup>、賃借料は 10 アール当り〇〇円の口座振込、期間は 10 年の再設定です。

以上、説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 1 号 整理番号 2 番・4 番・7 番・8 番・17 番・18 番について、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成のようですので、本案は、原案のとおり承認することに決定しました。

5 番委員の入場を求めます。

(5 番委員、着席)

議 長 続きまして、議案第 1 号 残りの案件を議題にします。

事務局より、説明をお願いします。

事務局 資料の 2 ページをお開きください。

議案第 1 号は、農用地利用集積等促進計画（案）の承認についてです。先ほどご説明しました 6 件を含む農用地利用集積等促進計画、賃借権 23 件、使用貸借権 3 件を定めたいので、承認を求めるものです。

資料の 3 ページをご覧ください。

農地中間管理事業による利用権の設定、総括表になります。

存続期間は令和 8 年 2 月 1 日から令和 13 年 1 月 31 日までの 5 年間が 19 件、令和 8 年 2 月 1 日から令和 18 年 1 月 31 日までの 10 年間が 7 件の合計 26 件です。

資料は 4 ページ、内訳書です。先ほどの 6 件を除く 20 件についてご説明いたします。図面は 12 ページ以降に添付しておりますのでご確認をお願いします。

整理番号 1 番、南種子町〇〇××番地、H・62 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、I・46 歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽××番ほか 1 筆、面積は 2 筆合計●●m<sup>2</sup>、使用貸借権で期間は 5 年の再

設定です。

整理番号 3 番、南種子町〇〇××番地、C・90 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、J・42 歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽△××番ほか 1 筆、面積は 2 筆合計●●m<sup>2</sup>、賃借料は 10 アール当り〇〇円の口座振込、期間は 5 年の再設定です。

5 ページをご覧ください。

整理番号 5 番、南種子町〇〇××番地、K・55 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、I・46 歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽△××番、面積は●●m<sup>2</sup>、使用貸借権で期間は 5 年の再設定です。

整理番号 6 番、南種子町〇〇××番地、L・91 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、I・46 歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽△××番ほか 2 筆、面積は 3 筆合計●●m<sup>2</sup>、使用貸借権で期間は 5 年の再設定です。

6 ページをお開きください。

整理番号 9 番、南種子町〇〇××番地、E から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、I・46 歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽△××番、面積は●●m<sup>2</sup>、賃借料は 10 アール当り〇〇円の口座振込、期間は 5 年の再設定です。

整理番号 10 番、南種子町〇〇××番地、M・29 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、N・31 歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽△××番ほか 4 筆、面積は 5 筆合計●●m<sup>2</sup>、賃借料は 10 アール当り〇〇円の口座振込、期間は 5 年の再設定です。

整理番号 11 番、同じく M・29 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、O・50 歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽△××番、面積は●●m<sup>2</sup> のうち●●m<sup>2</sup>、賃借料は 10 アール当り〇〇円の口座振込、期間は 5 年の再設定です。

7 ページをご覧ください。

整理番号 12 番、同じく M・29 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、I・46 歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽△××番ほか 1 筆、面積は 2 筆合計●●m<sup>2</sup>、賃借料は 10 アール当り〇〇円の口座振込、期間は 5 年の再設定です。

整理番号 13 番、南種子町〇〇××番地、P・89 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Q・75 歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽△××番ほか 1 筆、面積は 2 筆合計●●m<sup>2</sup>、賃借料は年〇〇円の口座振込、期間は 5 年の再設定です。

整理番号 14 番、同じく P・89 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、I・46 歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽△××番ほか 6 筆、面積は 7 筆合計●●m<sup>2</sup>、賃借料は 10 アール当り〇〇円の口座振込、期間は 5 年の再設定です。

8 ページをお開きください。

整理番号 15 番、滋賀県野洲市〇〇—××、R・65 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、I・46 歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番、面積は●●m<sup>2</sup>、賃借料は 10 アール当り〇〇円の口座振込、期間は 5 年の再設定です。

整理番号 16 番、同じく R・65 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Q・75 歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番、面積は●●m<sup>2</sup>、賃借料は年〇〇円の口座振込、期間は 5 年の再設定です。

9 ページをご覧ください。

整理番号 19 番、鹿児島市〇〇番××号、S・49 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、I・46 歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番、面積は●●m<sup>2</sup>、賃借料は 10 アール当り〇〇円の口座振込、期間は 5 年の再設定です。

整理番号 20 番、南種子町〇〇××番地、T・73 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、I・46 歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番ほか 1 筆、面積は 2 筆合計●●m<sup>2</sup>、賃借料は 10 アール当り〇〇円の口座振込、期間は 5 年の再設定です。

10 ページをお開きください。

整理番号 21 番、南種子町〇〇××番地、U・85 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、V・65 歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番ほか 3 筆、面積は 4 筆合計●●m<sup>2</sup>、賃借料は 10 アール当り〇〇円の口座振込、期間は 10 年の再設定です。

整理番号 22 番、同じく U・85 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、I・46 歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番ほか 2 筆、面積は 3 筆合計●●m<sup>2</sup>、賃借料は 10 アール当り〇〇円の口座振込、期間は 5 年の再設定です。

整理番号 23 番、南種子町〇〇××番地、W・81 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、I・46 歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番、面積は●●m<sup>2</sup>、賃借料は 10 アール当り〇〇円の口座振込、期間は 5 年の再設定です。

11 ページをご覧ください。

整理番号 24 番、南種子町〇〇××番地、X・72 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Y が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番ほか 6 筆、面積は 7 筆合計●●m<sup>2</sup>、賃借料は 10 アール当り〇〇円の口座振込、期間は 5 年の再設定です。

整理番号 25 番、茨城県龍ヶ崎市〇〇××番地、Z・85 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、a・69 歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番ほか 1 筆、面積は 2 筆合計●●m<sup>2</sup>、賃借料は 10 アール当り〇〇円の口座振込、期間は 5 年の再設定です。

整理番号 26 番、兵庫県明石市〇〇××番地、b・67 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、cが耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番、面積は●●m<sup>2</sup>のうち●●m<sup>2</sup>、賃借料は10アール当り〇〇円の口座振込、期間は5年の再設定です。

賃借権及び使用賃借権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、要件を満たしているものと考えます。

以上、議案第1号の農用地利用集積等促進計画についての承認を求めます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「はい。」の声あり)

議長 はい、へ推進委員。

へ推進委員 整理番号 11 番の〇さんですが、面積については●●m<sup>2</sup>のうち●●m<sup>2</sup>とあります、残りの●●m<sup>2</sup>の農地についてはどのような現況なのでしょうか。

議長 はい、事務局。

事務局 残りの土地につきましては土手になっているので、耕作できる部分がありません。その部分を省いた面積になります。

議長 へ推進委員、よろしいでしょうか。

へ推進委員 はい、分かりました。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第1号 残りの案件について、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成のようですので、本案は、原案のとおり承認することに決定しました。

議長 続きまして議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、  
譲渡人：d、譲受人：e 外1件を議題にします。

それでは、事務局より議案第2号の説明をお願いします。

事務局。

資料の48ページをお開きください。

議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について審査を求めるもので、所有権移転2件です。資料を読み上げます。

整理番号 1 番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 e。  
譲受人は、南種子町〇〇××番地 d です。  
土地の所在が、〇〇字▽▽××番ほか 2 筆。地目はすべて畠、地積は 3 筆合計●●m<sup>2</sup>です。  
所有権移転で、理由は贈与及び名義整理によるものです。  
この件につきましては、49 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。  
参考資料は 51 ページから添付しております。  
整理番号 2 番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 e。  
譲受人が、南種子町〇〇××番地 f です。  
土地の所在が、〇〇字▽▽××番ほか 10 筆。地目はすべて畠、地積は 11 筆合計●●m<sup>2</sup>です。  
所有権移転で、理由は贈与及び名義整理によるものです。  
この件につきましては、50 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。  
参考資料は 55 ページから添付しています。  
以上の 2 件につきましては 11 月 10 日の現地調査により耕作等について確認しております。  
以上で説明を終わります。

議長 只今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。  
5 番委員 まず整理番号 1 番、地区担当の 5 番委員、お願いします。  
e の共有地ですが、以前から名義の整理を行っております。今回、d さんはこれまで現地を作付けし、現在も耕作しておりますので、問題はないものと思います。

議長 次に、整理番号 2 番については、地区担当の 2 番委員、説明をお願いします。  
2 番委員 譲渡人は整理番号 1 番と同じ e で、内容も同じですが、譲受人の f さんは從来から耕作していましたが、旦那さんが亡くなつてからは一部を g に貸しています。生産組合ですので、借人は 1 人ひとり違いますが、全部は耕作していないのは、一部に道がないということです。それでも旦那さんが元気な頃は耕作していたようです。

議長 以上で説明を終わります。これから質疑に入ります。  
ほかにございませんか。  
(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第 2 号の採決を行います。  
原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全

員挙手)

全員賛成のようですので、本案は原案のとおり、許可することに決定しました。

議長 続きまして、議案第3号 農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について、申請人：h を議題にします。

それでは、事務局より議案第3号の説明をお願いします。  
事務局。

事務局 64ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について審査を求めるもので、件数は1件です。

資料を読み上げます。

整理番号1番。申請人及び所有者は、南種子町〇〇××番地 h。  
土地の所在は、〇〇字▽▽××番。

登記地目は畠、地積は●●m<sup>2</sup>です。

変更年月日については、平成23年頃です。

現況としましては、『平成23年頃から倉庫の敷地として利用している』  
とのことです。

参考資料は65ページから添付しております。

この件の内容につきましては、11月10日の現地調査において相違ない  
ことを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 只今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。  
地区担当の3番委員お願いします。

3番委員 先ほど事務局から説明があったように、現地は平成23年頃から倉庫の  
敷地として利用されております。今後農地として利用されることはない  
ませんので、特に問題はないと思います。よろしくお願いします。

議長 以上で説明を終わります。

これから、質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第3号の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成のようですので、本案は原案のとおり、承認することに決定しました。

議長 以上で、第28回 農業委員会定例総会の議案事項の全てを終了いたしま

す。